



Title	中国における人民参審員制度改革の理念と現実 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	陳, 穎
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第11594号
Issue Date	2014-12-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/57713
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	doctoral thesis
File Information	Chen_Ying_abstract.pdf, 論文内容の要旨



学 位 論 文 の 要 旨

博士の専攻分野の名称 博士（法学） 氏 名 陳 穎

中国における人民参審員制度改革の理念と現実

中国ではソビエト法の影響の下、中華人民共和国の建国以前から共産党統治地域では一般市民を裁判に参与させる人民参審制度が行われてきた。54年憲法には基本的な裁判制度のひとつとして規定されるなど、一時は人民司法を象徴する制度として喧伝された。しかし、1960年代以降はその形骸化が著しくなり、80年代以降になると学界では廃止論すら聞かれるようになっていた。ところが、一転して2005年に全国人民代表大会で新たな「人民参審制度を完全化することに関する決定」が採択され、にわかに制度が活性化し、再度、参審員が審理に参加する事件が急増するようになっている。

本論文では、人民参審員制度が建国以前から辿ってきた歴史的展開、改革に向けた論議、改革後の制度運用の実態に迫ろうとする。とりわけ、その実施状況、とくにいかなる者が参審員に選ばれ、裁判において実際にいかなる役割を果たしているかを現地調査によって明らかにしようとするものである。さらに近年、市民の司法参加を制度化した日本の裁判員制度及び韓国の国民参与裁判制度との比較法的考察を基礎に、中国における司法民主の理論について批判的な検討を加え、今次の制度改革が急進展した動因を探ろうとするものである。本論文は全6章から構成され、各章は以下のような内容から構成される。

序章では、研究の背景と本稿の問題意識、解決すべき課題、既往の先行研究の概要、本研究の意義等を明示する。

第1章では、1932年から今回の制度改革を行い始めた2005年にかけての制度の前史を三つの段階、つまり建国以前及び毛沢東年代、鄧小平年代とに分けて、各時期の制度の概要を整理する。総じて、制度を規定する法律が非常に簡略であり、しかも地域によって偏差が大きく、全国で統一して適用されていなかったという法律の不備と混乱した運用状況を描いている。

第2章では、2005年改革が始まるまでの学界における人民参審制度の存廃にかかわる議論状況を整理する。制度改革以前に存在していた5つの制度上の問題点を取り上げて、それぞれについて学者がいかなる改革案を提起していたかを検討している。

第3章では、「人民参審制度を完全化することに関する決定」が最高人民法院によって草案される経緯、法的な意義を有する決定として採択されるまでの立法経緯を略述する。さらに、「決定」が人民法院組織法、刑事訴訟法、民事訴訟法、行政訴訟法など既存の法律をいかに変更したかを明らかにする。ついで、「決定」採択後、具体的な実施のために、最高人民法院および各高級人民法院が制定した通達の概要を整理し、改革後の制度の輪郭を明らかにする。最後に、制度改革の到達点を7つのポイントに即して整理している。

第4章では、制度の実施状況について文字資料及び筆者の現地での実態調査をもとに、明らかにしており、本章は本稿のもっともオリジナルな部分となっている。内モンゴル自治区及び重慶市、湖北省、広東省、上海市の基層法院、中級法院でのフィールド調査で得たデータ、裁判官に対するインタビュー、参審員へのアンケート結果を踏まえて、各レベルの人民法院における人民参審員の数、制度を適用した事件数、参審率をそれぞれ明らかにし、今時の改革の効果を明らかにした。最後に、その運用実態を踏まえて、制度実施における問題とその問題が生じる原因を検

討している。結論的には、各地の法院で選ばれている参審員は政治的なエリート層が大多数を占めており、けっして一般の市民による司法参加にはなっていないこと、参審員が裁判に参加しても評議においてはほとんど発言することもなく、実質的な役割を果たせていないことを明らかにしている。つまり、制度の形骸化という問題は依然として解決されてはいないというのである。

第5章では、制度構造と実施状況において人民参審員制度が、日本と韓国における司法の市民参加制度と異なる特徴を明らかにし、比較検討を行う。さらに、制度改革以降、学者が提出したさらなる制度改革案を概観し、最高人民法院に高く評価された「吳中モデル」を基礎に、現在の制度改革の到達点を究明し、今次の制度改革のねらいが「司法の党化」および「民主的正統性の調達」を目指すことにあったとの結論を示す。

以上を総合すれば、本稿が到達した結論は以下のようなものである。人民参審制度改革の本質は、裁判官の人手不足を参審員によって埋めようとすることを直接的な動機としながらも、政治制度な民主参加の不在を補うために、司法という場で民主的な演出を行うことによって、共産党統治の正当性を調達する道具として活用しようとするところにある。